

○ 会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）

改正後	改正前
<p>（金融商品に関する注記）</p> <p>第九十九条 金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、法第四百四十四条第三項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、第三号に掲げる事項を省略することができる。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項</p> <p>2 「略」</p>	<p>（金融商品に関する注記）</p> <p>第九十九条 金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>2 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	